教育委員会会議録

(定例会)

令和4年9月22日開催

さいたま市教育委員会

2場新育委員会室3開午後2時00分

4 出席委員 教育長 細田眞由美

教育長職務代理者 大谷幸男

委 員 石田有世

委員野上武利委員武田ちあき

5 議場に出席した者 管理部長 栗原章浩

教職員給与課長

管理部参事兼教育総務課長 髙 木 泰 博

学校教育部参事兼教職員人事課長 田中一秀

学校教育部参事兼指導2課長 長 岡 有実子

学校教育部参事兼舘岩少年自然の家所長 新 堀 栄

木村哲也

文化財保護課長 柴田 崇

6 会議録署名委員 野上武利

7 議事等の概要

細田教育長それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。

本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 傍聴希望者1名おります。

細田教育長本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可し

てよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長
それでは傍聴を許可します。

本日の議案については、議案第52号、第53号については人事に関する案件、議案第54号は議会に関する案件であることから、 非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいか

がでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第5

2号、第53号、第54号は非公開といたします。

会議の順番ですが、議案第50号より議案番号順に審議すること

といたします。

議案第50号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則

の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは、議案第50号について事務局から説明をお願いしま

す。

教職員人事課長 議案第50号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明

させていただきます。

議案書の3ページを御覧ください。本議案は、人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)が一部改正されたことを踏

まえ、所要の改正を行うものでございます。

議案書の4ページを御覧ください。改正の理由について御説明させていただきます。国において、国家公務員に係る妊娠・出産・育

児等と仕事の両立支援のための措置として人事院規則が改正され、 令和4年10月1日から施行されます。

これに伴い、さいたま市教職員においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、具体的には、育児参加のための特別休暇を取得できる期間について、現行、「出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間」とされているところ、「出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日までの期間」とし、出産後の対象期間を拡大する改正を行うものでございます。

施行期日は、令和4年10月1日とするものでございます。 説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

配偶者等が出産する場合とされておりますが、ここでいう「等」とは何を含んでいるのか。また、例えば子育てのしやすい環境、あるいはその出産をする方の子どもを養育の負担が軽減される等、この改正の趣旨、効果を併せてお教えください。

教職員人事課長

まず、配偶者等の「等」でございますが、これはいわゆるパートナーというような、実際の婚姻関係でない場合を指しております。この改正の趣旨ですが、男性職員が育児に積極的に関われるようにするということでございまして、国がそのような改正を行ったということで、それに合わせて地方公務員も同じように環境整備をしていくというところでございます。出産しやすい環境作り、子育てしやすい環境を作り、出産者の負担が、軽減されるということかと思います。

武川委員

「教職員の配偶者等が出産する場合」となるが、夫婦ともに教職員であった場合には、ともに休むことが可能なのか。

教職員人事課長

男性職員の育児参加のための休暇ということになりますので、女性の場合は、育児休業という別制度による休暇が取得でき、夫婦で休暇を取得することが可能となっております。

石田委員

わかる範囲の数字で結構ですが、男性の育児休業の取得状況をお教えください。

教職員人事課長 男性職員の育児休業の取得ですが、令和3年度は、対象となる者が115名おりまして、そのうち18名が育児休業を取得しております。

細田教育長 何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第50号につきましては、原 案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則の制定について

細田教育長 続きまして、議案第51号について事務局から説明をお願いしま す。

教職員給与課長 議案書は、別冊1ページから5ページまでを御覧ください。

議案第51号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

お手元の議案書の2ページをお願いいたします。この議案の提案 理由でございますが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び 「さいたま市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正に伴い、 所要の改正を行うものでございます。

次に、議案書の3ページから5ページを御覧ください。規則改正前後を記載する新旧対照表となっております。はじめに、改正の経緯でございますが、令和3年に人事院から男性の育児促進等について意見の申出がされ、国家公務員の規定が改正となりました。当市では令和4年9月定例会に上程された条例議案「さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」が9月14日に議決され、令和4年10月1日から施行されます。そこで今回、この育児休業の取得回数制限の緩和等の法改正等を受けて、教職員の期末手当、勤勉手当の規則改正について御審議をいただくところでございます。まず、期末手当、勤勉手当における現在の算定方法について、御説明させていただきます。期末手当と勤勉手当の支給に当たっては、6月1日、12月1日を基準日として、各々の基準日以

前6か月分の在職期間に応じて支給額が決まることとなっております。この6か月分の在職期間に、全て勤務している場合は、手当額の100分の100、満額で算定されますが、年次休暇や特別休暇以外の休職や休業等をしている場合は、その休業等の期間に応じて手当額を減らして算定することとなっております。この在職期間から休業等の期間分を減らすことを「除算」と申しますが、育児休業の場合は、期間が1か月を超えた場合、はじめて「除算」となり、1か月以下の育児休業についてはその「除算」をせずに取り扱うこととなっております。

現在の規則では、子の出生の日から57日以内、いわゆる産後8週間以内の育児休業期間とそれ以外の育児休業期間を合算しておりましたが、国の改正に準じた今回の規則改正により、これらの育児休業期間を合算せずに、それぞれの期間で計算するよう、期末手当、勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いを緩和するものでございます。

参考資料の改正前、改正後の図を御覧ください。例えば、育児休業を子の出生の日から57日以内に20日間、それ以降に20日間取得した場合でございます。①の改正前の規則では、それらは区別なく合算され、20日間と20日間を合わせた40日間、つまり、1か月を超えることとなり、この40日間を在職期間から除算することとなります。結果として、期末手当、勤勉手当ともに、手当額の100分の80で算定されます。②の改正後の規則では、子の出生から57日以内の期間に20日間、それ以降に20日間ですので、それぞれの期間で見ると1か月以内であることから、除算せず、全て在職期間として算定することになります。

よって、期末手当、勤勉手当ともに手当額の100分の100、満額で算定されることとなります。

施行期日につきましては、令和4年10月1日となります。 説明は以上でございます。御審議の程お願いいたします。

武田委員

先程の議案第50号も同様なんですが、このような良い転換があるのであればきちんと周知していただく、情報が伝わるようにしていただきたい。

すでに初任者研修等でも育児休業等についても御指導があるところかと思うのですが、今回変わったところについても当然今後の周知内容をアップデートしていただき、実際にこのように制度が整っているということが知識だけでなく、どのように制度を活用しているかまでを知れるようにしていただくことで、教員一人ひとりが自分のキャリアプランを形成し、長年に亘ってさいたま市に勤務していただける、

ワークライフバランスを取りながら勤務していただけるのかと思います。

教職員人事課長 御意見ありがとうございます。今回の制度改正につきましては、 市長部局と同様に、教職員にも分かりやすい形で周知をしていきた いと考えております。

細田教育長 何かありますか。

それでは、議案第51号につきましては、原案のとおりとしてよろ しいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたし ます。

また、傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおりここからの審議につきましては、非公開となりますので御退室をお願いします。

議案第52号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱に ついて

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第53号 さいたま市立舘岩少年自然の家運営委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第54号 議決事項の一部変更について(見沼通船堀(西縁)再整備工事請負 契約)

細田教育長 続きまして、議案第54号について事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長 議案書の15ページを御覧ください。

議案第54号「議決事項の一部変更について(見沼通船堀(西縁)再整備工事請負契約)」について御説明いたします。

まず、本議案の「見沼通船堀西縁再整備工事」について御説明させていただきます。見沼通船堀は、さいたま市緑区大字大間木地内にあり、昭和57年に国の史跡に指定されております。見沼通船堀では、平成28年度、29年度に東縁において、再整備工事を実施し、それに引き続き、令和3年度から西縁の再整備工事を行っております。今回の西縁の工事範囲は、全長約650メートルになります。工事の内容につきましては、堀の底や斜面の改修を行い、木製の関を復元いたします。工期につきましては、令和3年7月2日から令和5年1月31日までとなっております。

続きまして、本議案について御説明いたします。令和3年12月 定例会において議決を得ました、見沼通船堀西縁再整備工事につい て、議決事項の一部を変更する議案でございます。内容は、請負契 約額の変更となります。

変更前の契約額は3億2363万1000円でございますが、8716万4000円増額し、4億1079万5000円に変更するものです。変更の理由といたしましては、設計時の想定と現場条件が異なり、一部再利用が可能な部分があったことによる施工数量の変更。関枠の復元にあたって、掘削による崩落の危険性が高いことが判明したことから、安全性確保のための工法を変更することによるもの。作業の際に発生する残土処分にあたり、想定を超える草・根等が混入していたことから、処理単価の増加があったこと。などにより、変更契約を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

それでは、議案第54号につきましては、原案のとおりとしてよろ しいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第54号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会

午後2時43分